# 【プロンプト】

上記 PDF から 400 の国際法の専門用語を抜き出し、あいうえお順に整理したうえで、例文を各 1 つと意味に関する説明を各 2 文以上つけたリストを作成してください。ただし、専門用語の選定にあたっては、国際法を学び始めた大学 1 回生・2 回生を読み手として想定し、書籍を読解する上で理解に困るであろう単語を選んでください。例えば、国際法以外の文脈ではあまり登場しない語や、登場はするものの意味が異なるものがそれにあたります。

## 【用語】アクタール

例文:国際交渉では、各アクタールの立場が十分に考慮されなければならない。 意味の説明:アクタールとは、国際法上で権利義務を有する主体のことを指し、国 家、国際機構、個人などが含まれる。各アクタールの行動が国際関係に多大な影響 を及ぼすため、その役割や責任が重要視される。

# • 【用語】意思主義

例文:条約の成立は、加盟国の意思主義に基づいている。

意味の説明:意思主義とは、国際法の拘束力が国家間の合意、すなわち各国の意思の一致に基づいているとする理論である。この考え方は、条約などの国際協定が各国の自発的な意思表示により成立する点を強調する。

# 【用語】条約

例文:多くの国際紛争は、条約に基づいて解決される。

意味の説明:条約とは、国家間で締結される法的合意文書であり、国際法上の主要な法源である。各国が条約を批准することで、その内容に基づく権利と義務が生じ、 国際社会の秩序が形成される。

### 【用語】慣習法

例文:国際社会では、慣習法に基づく規範が重要な役割を果たしている。 意味の説明:慣習法とは、国家の反復行動とそれに対する法的信念により形成される国際法の一形態である。条約などの成文法と異なり、明文化されていないため解釈に難があるが、実際の国家行動によりその効力が認められている。

## • 【用語】国家主権

例文: 国家主権は、国際法の根幹をなす原則である。

意味の説明:国家主権とは、各国家が独立して自らの内政や外政を決定する権利を持つことを意味する。これは、国際関係における国家平等の基本理念であり、他国からの干渉を排除するための基礎となる概念である。

# • 【用語】不干渉原則

例文:各国は他国の内政に対して不干渉原則を遵守しなければならない。 意味の説明:不干渉原則とは、国家が他国の内政に介入しないことを求める国際法 上の基本原則である。各国の主権と独立を尊重し、平和な国際関係の維持を図るた めに設定されている。

# • 【用語】主権免除

例文:主権免除の原則により、国家は他国の裁判所の管轄外とされる。

意味の説明:主権免除とは、国家がその主権ゆえに、外国の司法手続に服しないという国際法上の原則である。これにより、国家は自国の法体系に基づく保護を受け、国際的な政治・法的独立性が保たれる。

## • 【用語】管轄権

例文:国際司法裁判所の管轄権は、当事国の同意に依存している。

意味の説明:管轄権とは、特定の裁判所が事件を審理する権限を持つ範囲を指す。国際法では、国家間の争いを解決するため、当事国の同意や条約に基づいて裁判所がその管轄権を有することが求められる。

### • 【用語】外交特権

例文:外交特権により、外交官は滞在国で特別な法的保護を受ける。

意味の説明:外交特権とは、外交官がその職務を円滑に遂行するために享受する 法的な免除や保護のことを指す。これにより、外交官は滞在国の法制度から一定の 独立性を保ち、円滑な国際交渉が可能となる。

### 【用語】領事特権

- 例文∶領事特権は、領事官が安全かつ効率的に業務を遂行するために保障されて いる。

意味の説明:領事特権とは、領事官がその職務の遂行中に受ける法的保護を意味する。これは、逮捕や捜索の免除などを含み、領事活動の独立性と効率性を維持するために国際法上認められている。

## • 【用語】自衛権

例文:国家は不意の攻撃に対して自衛権を行使することが認められている。 意味の説明:自衛権とは、国家が外部からの武力攻撃に対して自らを守るために武力を行使する権利を指す。国連憲章に基づき、正当防衛として国際法上認められるが、その行使には厳格な条件が付される。

# • 【用語】集団安全保障

例文:集団安全保障の枠組みの下、加盟国は互いに協力して脅威に対応する。 意味の説明:集団安全保障とは、複数の国家が協力して、いずれかの国に対する 攻撃に共同で対応する制度を意味する。これにより、単独国家の防衛だけではなく、 国際全体の平和と安全の維持が図られる。

### • 【用語】国際司法裁判所

例文:国際司法裁判所は、国家間の法的紛争を平和的に解決する役割を担う。 意味の説明:国際司法裁判所は、国連の主要な司法機関であり、国家間の紛争解 決や国際法の解釈を行う場である。加盟国が裁判の管轄を認めた場合、その判決は 国際法上大きな影響力を持つ。

## • 【用語】国際刑事裁判所

例文:国際刑事裁判所は、戦争犯罪やジェノサイドなどの重大犯罪者を裁く。 意味の説明:国際刑事裁判所は、国際犯罪を犯した個人に対して刑事責任を追及 するために設立された国際的な法廷である。加盟国の協力の下、国際正義の実現と 犯罪抑止のために機能している。

### • 【用語】人権条約

例文:多くの国が人権条約を批准し、国民の基本的人権を保護している。 意味の説明:人権条約は、国家が国民の人権を保護するために締結する国際協定 である。これにより、国内法だけでは十分に守られない人権が、国際的な枠組みで保 障されるようになる。

### • 【用語】国際人権規約

例文:国際人権規約は、国際社会全体における人権保護の基準を示している。 意味の説明:国際人権規約は、国際連合を中心として採択された条約群であり、加盟国に対して人権尊重の義務を課す。これにより、各国は国際的な人権基準に沿った国内法の整備が求められる。

# • 【用語】国際刑事法

例文:国際刑事法は、国家間の重大な国際犯罪に対する共通の法規範を提供する。

意味の説明:国際刑事法とは、戦争犯罪や人道に対する犯罪など、国際社会全体に影響を及ぼす重大な犯罪に対して、統一的な法的対応を定める分野である。これにより、犯罪者の処罰と国際正義の実現が図られる。

### • 【用語】国際経済法

例文:国際経済法は、国際貿易や投資のルールを整備するために不可欠である。 意味の説明:国際経済法は、国家間の経済活動、特に貿易、投資、金融に関する 規範を定める法体系である。これにより、経済摩擦の解消と国際経済の安定・発展が 促進される。

# • 【用語】国家責任

例文: 国家責任の原則に基づき、国際法違反があった場合は損害賠償が求められる。

意味の説明:国家責任とは、国家が国際法上の義務に違反した場合に、その違反に対して法的責任を負う枠組みを指す。これにより、国際社会における法秩序の維持と違反行為の抑止が図られる。

## • 【用語】武力紛争法

例文:武力紛争法は、戦時における交戦規則を定めるために制定された。 意味の説明:武力紛争法とは、国家間あるいは非国家主体間の武力衝突時に適用 される法規範である。これにより、戦闘行為の範囲が制限され、民間人の保護や戦 争の被害軽減が図られる。

# • 【用語】国際環境法

例文:国際環境法は、地球規模の環境問題に対応するための国際的な枠組みを提供する。

意味の説明:国際環境法とは、環境保全や持続可能な発展に関する国際的な法規範を定める分野である。国家間の協力を促し、環境問題に対する共通の対応策を策定する役割がある。

### • 【用語】平和的紛争解決

例文: 平和的紛争解決は、対話や交渉を通じて紛争を解消する手法である。 意味の説明: 平和的紛争解決とは、武力行使に依存せず、交渉、仲裁、調停などの 方法で紛争を解決するプロセスを指す。これにより、国家間の対立がエスカレートせず、国際平和の維持が図られる。

# • 【用語】仲裁

例文: 両国は紛争を解決するために仲裁手続を採用した。

意味の説明:仲裁とは、当事者間の争いを第三者が介入して解決する手続きであり、国際紛争の解決手段として広く用いられる。仲裁機関の決定は、場合によっては 法的拘束力を持つため、迅速かつ柔軟な解決が期待される。

# • 【用語】中立法

例文:戦時における中立法は、中立国の権利と義務を規定する。

意味の説明:中立法とは、戦争状態にある国家と中立国との間で、中立国が取るべき行動や保護されるべき権利を定めた法規範である。これにより、中立国は交戦状態に巻き込まれることなく、国際秩序の中で独自の立場を維持する。

# • 【用語】国際連合

例文:国際連合は、世界平和と安全の維持を目指して設立された。

意味の説明:国際連合は、第二次世界大戦後に設立された国際機関であり、加盟 国間の協力と紛争解決を推進する枠組みを提供する。国連憲章や安保理決議は、 国際法の発展や実施において重要な役割を果たしている。

# • 【用語】国際連盟

例文:国際連盟は、第一次世界大戦後の国際平和維持を目指して設立された。 意味の説明:国際連盟は、戦争の惨禍を反省して設立された初期の国際機関であ り、国家間の平和的解決を促す役割を担った。後に国際連合の前身として、その理 念や経験が引き継がれている。

## • 【用語】委任統治

例文: 委任統治制度は、戦後の旧植民地地域に対する国際的管理の枠組みとして 採用された。

意味の説明:委任統治とは、国際連盟の下で、戦勝国が敗戦国の旧植民地を管理する制度である。これにより、被管理地域の政治的自立を促すとともに、国際社会の秩序が再構築された。

# • 【用語】信託統治

例文:信託統治制度は、非自治地域の住民の自決権実現を支援する目的で設けられた。

意味の説明:信託統治とは、国際連合の枠組みの中で、非自治地域が段階的に自立に向かうよう支援する制度である。これにより、植民地主義の解消と地域住民の権利保護が図られる。

## • 【用語】非自治地域

例文: 非自治地域の住民は、長年にわたり自決権の実現を求めてきた。 意味の説明: 非自治地域とは、政治的自立が十分に認められていない地域を指し、 歴史的には植民地支配の名残として扱われる。国際法上は、これらの地域に対して 自決権が認められるべきとの議論が続いている。

# • 【用語】自決権

例文: 自決権は、民族や人民が自らの政治的地位を決定するための基本的人権である。

意味の説明:自決権とは、人民が自らの政治的未来や国家のあり方を自由に決定する権利を意味する。国際法では、特に植民地解放や独立運動の正当性の根拠として重視されている。

## • 【用語】集団自衛権

例文:加盟国は、共同の安全保障のために集団自衛権の行使を検討する。 意味の説明:集団自衛権とは、複数の国家が協力して、共通の脅威に対して武力 行使を行う権利を指す。これは、単独の自衛権行使と異なり、国家間の連帯や協調 が前提となる点が特徴である。

### • 【用語】投資仲裁

例文:投資仲裁は、投資家と国家との間の紛争解決手段として利用される。 意味の説明:投資仲裁とは、外国投資家と投資先国家間で発生する紛争を、第三 者機関が解決する手続きである。これにより、投資リスクが軽減され、国際投資の環 境が整備される。

# • 【用語】国際法の国内的効力

例文:国際法の国内的効力は、各国の憲法によりその適用方法が異なる。 意味の説明:国際法の国内的効力とは、国際法規則が各国の国内法体系にどのように組み込まれ、実際に適用されるかを示す概念である。これにより、国際条約や慣習法が国内の法秩序に反映される仕組みが構築される。

### • 【用語】自動執行条約

例文:自動執行条約は、国内法への変形措置を必要とせず直接適用される。

意味の説明:自動執行条約とは、締結された時点でそのまま国内で法的効力を発揮する条約を指す。これにより、迅速な国際法上の義務履行が可能となり、国家間の合意が即座に実施される。

# • 【用語】非自動執行条約

例文: 非自動執行条約は、国内法として実施するために追加の立法措置が必要となる。

意味の説明: 非自動執行条約とは、その文言だけでは国内で直接適用できず、実施のために国内法の制定や改正が求められる条約を指す。これにより、条約の効力を国内に反映させるまでに時間や手続きがかかることがある。

# • 【用語】後法優位の原則

例文:後法優位の原則により、最新に制定された法律が優先的に適用される。 意味の説明:後法優位の原則とは、国内法体系において新たに制定された法規則 が、既存の法規則に対して優先的に適用されるという考え方である。これにより、時 代の変化や社会の要請に応じた法的秩序の刷新が可能となる。

# • 【用語】国際法優位論

例文:国際法優位論は、国際社会における共通の法規範の重要性を強調する。 意味の説明:国際法優位論とは、国家の国内法よりも国際法が優先されるべきだと する学説である。これにより、国際社会全体での法の一貫性と普遍性が保たれ、国 際的な法秩序が強化されると考えられる。

# • 【用語】国内法優位論

例文:国内法優位論は、国家の内部法秩序が国際法に先立つと主張する。 意味の説明:国内法優位論とは、各国家の国内法が、その国家内での法的優先順位を決定する主要な基準となるとする立場である。これにより、国家の主権や内政の独立性が重視され、国際法が国内法に従属すると論じられる。

# • 【用語】調整理論

例文:調整理論は、国際法と国内法が互いに補完し合う仕組みを説明する。 意味の説明:調整理論とは、国際法と国内法が独立した体系でありながらも、現実 の運用上は相互に調整されるべきであるとする理論である。これにより、両者の間で 生じる矛盾や抵触を円滑に解消するための枠組みが示される。

### 【用語】国際協力

例文:国際協力は、共通の課題に対して各国が連携して取り組む基盤である。

意味の説明:国際協力とは、国家や国際機構が互いに協力し、経済、安全保障、環境など多岐にわたる国際的問題を解決するプロセスを指す。これにより、個々の国家が単独で抱える課題が共有され、全体としての解決が図られる。

# • 【用語】国際安全保障法

例文:国際安全保障法は、国際平和の維持に向けた法的基盤を提供する。 意味の説明:国際安全保障法とは、国家間の武力行使を制限し、国際平和と安全 を保つための法規範を定める分野である。国連憲章をはじめとする国際条約や決議 が、その主要な根拠となっている。

# • 【用語】武力行使禁止

例文:国連憲章では、原則として武力行使禁止が規定されている。

意味の説明:武力行使禁止とは、国家が他国に対して武力を使用することを原則として禁止する国際法上の規範である。例外として、自衛権や国連の集団的措置が認められる場合があるが、基本的には平和的解決を促すための原則である。

# • 【用語】戦争違法化

例文:戦争違法化の原則は、武力衝突が国際法上違法であることを示す。

意味の説明:戦争違法化とは、戦争行為自体を国際法上違法とする考え方を意味する。これにより、国家間の紛争解決において武力行使が厳しく制限され、平和的手段が優先されるべきだとされる。

### • 【用語】強制措置

例文:国連安保理は、国際平和を守るために強制措置を講じることがある。

意味の説明:強制措置とは、国際法に基づいて国家に対し経済制裁や軍事行動などの強制的な対応が行われる手段である。これにより、国際法違反に対する実効的な抑止力が働くとともに、国際秩序の維持が図られる。

### 【用語】復讐権

例文: 歴史的には、国家は復讐権を行使して戦争に突入した例がある。

意味の説明:復讐権とは、国家が国際法違反に対して自国の権益を守るために武力を行使する権利を指す。現代の国際法では、復讐行為は厳しく制限され、合法性や正当性が問われる対象となっている。

# • 【用語】国際立法

例文:国際立法の可能性については、国際社会で活発な議論が行われている。 意味の説明:国際立法とは、国家間の合意に基づき、国際社会全体に適用される 法規範を制定するプロセスを指す。これにより、各国の個別法規を超えた共通のルールが形成され、国際秩序の強化が期待される。

# • 【用語】国際会議採択文書

例文:国際会議採択文書は、国際的な合意形成の成果として重要な意味を持つ。 意味の説明:国際会議採択文書とは、国際会議において採択された宣言や議定書 など、法的拘束力は限定的ながら国際社会における指針となる文書を指す。これに より、国家間の協議や政策調整が促進される。

# • 【用語】一般原則

例文:一般原則は、明文化された条約や慣習法を補完する役割を果たす。 意味の説明:一般原則とは、各国の国内法に共通して認められる基本的な法理や 規範を、国際法上の補完的な法源として位置づける考え方である。これにより、条約 や慣習法が存在しない場合でも、国際法の判断基準が提供される。

# • 【用語】国連安保理

例文:国連安保理は、国際平和の維持のために強い決議権を有する。

意味の説明:国連安保理(国際連合安全保障理事会)とは、国際連合の主要な執 行機関であり、加盟国に対して法的拘束力を持つ決議を採択する。国家間の紛争解 決や制裁措置の実施において中心的な役割を果たす。

## • 【用語】域外法

例文:域外法の適用は、国際管轄権の複雑な問題を含む。

意味の説明:域外法とは、ある国の法規が、その国の領域外でも特定の条件下で 適用される概念を指す。国際法上、この問題は国家主権や国際関係にどのような影響を及ぼすかという観点から、重要な議論の対象となっている。